

総合支援資金

(生活支援費/新型コロナウイルス特例貸付)

借入申込書

受付先	受付年月日	担当
市区町社協	年 月 日	
本部・神戸市社協	年 月 日	
兵庫県社協	年 月 日	

借入申込者	フリガナ				生年月日	年 月 日 (歳)	
	氏名				電話	固定	— —
	フリガナ					携帯	— —
	住所	〒 —				現住所での居住年数	
	勤務先名称 または職業			所在地	〒 — 電話 ()		
	失業中の場合	<input type="checkbox"/> 私は、ハローワークに求職登録を行います					
世帯の状況	氏名	続柄	生年月日(年齢)	勤務先・学校等	特記事項		
	申込者本人	本人	同上	同上			
	フリガナ		年 月 日 (歳)				
	フリガナ		年 月 日 (歳)				
	フリガナ		年 月 日 (歳)				
	その他、同居の家族 _____ 名			緊急小口資金(新型コロナ特例) 貸付利用の有無	利用している・利用していない		
借入理由	<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染拡大の影響で収入が減少したため <input type="checkbox"/> その他 ()						
借入希望額	<input type="checkbox"/> 15万円 単身世帯の場合 最大15万円 <input type="checkbox"/> 20万円 複数世帯の場合 最大20万円 <input type="checkbox"/> その他 () 万円		貸付期間	<input type="checkbox"/> 3か月 ※最長3か月 <input type="checkbox"/> その他 (1か月・2か月)			
据置期間	<input type="checkbox"/> 12か月 ※最長12か月 <input type="checkbox"/> その他 () か月		償還期間	<input type="checkbox"/> 10年 ※最長10年 <input type="checkbox"/> その他 () 年 () か月			

- 私は裏面の留意事項を承認のうえ、また「総合支援資金のしおり」に記載された事項を承認のうえ、本申込書記載のとおり生活福祉資金(総合支援資金)を借り入れたく申し込みます。
- 本申込書記載の内容に虚偽等はなく、正確に記載されています。
- 本申込書記載の内容に基づく審査によって、貸付が不承認となった場合、その理由が開示されないことに同意します。
- 貸付後は、社会福祉協議会および自立相談支援機関による継続的な相談支援を受け、早期自立に努めます。
- 記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で、第三者に提供することに同意します。
- また、私は、貴社会福祉協議会が、貸付に必要な範囲で、全国社会福祉協議会、他の都道府県・市区町村社会福祉協議会、自治体及び自立相談支援機関等の関係機関に照会するなどのため、私の個人情報を提供し、また提供を受けることに同意します。
- 私及び私の世帯の者は、暴力団員ではありません。また、借入期間中においても暴力団員にはなりません。私は、貴社会福祉協議会が必要に応じ官公署等から私又は私の世帯員に係る暴力団員該当性情報の提供を求めることに同意します。

<生活困窮者自立支援事業の利用に係る同意>

- 私は、生活福祉資金貸付事業における総合支援資金(生活支援費)の特例貸付を申し込みにあたり、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業による支援を受けることに同意します。
- また、本資金の貸付を受けている間に居住する市町における自立相談支援機関に支援の申し込みを行うことを誓約します。

兵庫県社会福祉協議会 会長殿

年 月 日

上記内容に全て同意し、署名捺印します。

借入申込者

印

(必ず本人が自署・捺印してください)

生活福祉資金(総合支援資金)借入申込みに当たっての留意事項

- 1 本申込書は、生活福祉資金貸付制度要綱並びに関係諸規定に基づく貸付を行うものです。
- 2 本資金の借入を申し込める期間は3月以内とします。
- 3 生活支援費の借入限度額は、2人以上の世帯は月額20万円以内、単身世帯は月額15万円以内とします。
- 4 生活支援費の貸付金の据置期間は、最終貸付日から12月以内とします。
- 5 本資金の償還期限は、据置期間経過後、10年以内とします。
- 6 貸付金の利率は、無利子とします。
- 7 貸付金を償還期限までに支払わなかった場合、延滞している元金に対し年3パーセントの延滞利子を支払うこととなります。
- 8 資金を借り受けた者は、借入期間中に世帯の状況等に著しい変更があったときは、速やかに市区町社会福祉協議会又は兵庫県社会福祉協議会に届け出なければなりません。
- 9 借入申込みに当たり、兵庫県社会福祉協議会が借入申込書及び添付書類の記載事項につき事実確認を行うために、全国社会福祉協議会や他の都道府県・市区町村社会福祉協議会、自治体及び自立相談支援機関等の関係機関に照会することがあります。
- 10 借入申込者は、貸付が決定した場合、貸付金を自立更生のために役立て、社会福祉協議会および自立相談支援機関等による継続的な相談支援を受け、早期の自立に努めるものとします。
- 11 借入金を目的外に使用したときは、貸付金の一時償還又は貸付の停止を行います。
- 12 申請内容に虚偽が判明した場合は、直ちに貸付の中止を行い、貸付金の繰上一括償還を求める場合があります。
- 13 本制度の申込・契約・送金手続き等のため、兵庫県社会福祉協議会及び市区町社会福祉協議会が書類提出や状況報告等を指示した場合に、2週間を超えても実行されない場合は、本制度の利用意志がないものとみなし、辞退、又は契約終了とします。

発行 2020年10月